

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号 井門神田駅前ビル 22 号室

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

60歳以上の再雇用者等における同日得喪の概要と注意点

健康保険・厚生年金に加入する 60 歳以上の方が定年退職や契約更新で給与が下がる場合、「資格喪失届」と「資格取得届」 を同時に提出する「同日得喪」の手続きが可能です。これにより、随時改定(いわゆる「月変」)を待たずに、給与が下がっ た月から標準報酬月額を改定することが出来ます。今回は、同日得喪の注意・ポイントについてご案内します。

同日得喪と随時改定(「月変」)の違い

同日得喪 随時改定(月変) ●60 歳以上の者 ●対象者 ●年齢要件なし 定年退職等後、引き続き同一の事業所 ●固定的な給与の変動後、3か月間に支 ●要 件 給された給与の平均額に該当する標準 に再雇用された場合や契約更新により 給与が下がった場合。標準報酬月額の 報酬月額とこれまでの標準報酬月額と 等級差が1等級でも適用 の間に2等級以上の差が生じた場合。 (※3ヶ月間の支払基礎日数は原則 17 日以上) ●標準報酬月額の 原則、給与が変更された月 ●原則、給与が変更された月の4ヵ月後 (保険料徴収は変更された月の翌月) (保険料徴収は変更月の5ヵ月後) 改定時期 「資格取得届」、「資格喪失届」を ●手続き 「月額変更届」を提出 同時に提出 ・再雇用後の雇用契約書や就業規則の 賃金台帳や出勤簿等 【添付書類等(※)】 写し等 ・被扶養者がいる場合は、収入証明等 詳細は健康保険組合等に 保険証(家族分含む) お問い合わせください。 → 番号が変わるため、保険証が差替えになる。

- ●同日得喪は、60歳以上であれば、契約更新で給与が下がった場合でも手続きが可能です。
- ●任意の手続きですが、保険料の他、本人が在職老齢年金を受給している場合、年金が 上がる可能性があるので、手続きするかを検討しましょう。



詳細はこちら https://www.nenkin.go.jp/fag/kounen/kounenseido/shokutakusaikoyo/20140911.html

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277